

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	確認したい内容	回答
1	設計変更期間等について	落札者決定基準		別紙2、2、(1)	「設計変更を行う場合の適切なスケジュールの提案」では、設計変更期間、これらからの工事期間の変更への提案と理解しています。他方、要求水準書P22、1、(2)より計画変更ではなく、軽微な変更該当する枠が記述されています。これらより、要求水準書においてはスケジュール変更が起こり得ない網掛けがあり、任意ではあるものの、加点審査項目での提案記述はでき得ない、さらには相反内容に見受けられます。これらを加点にしている意図をご教示ください。また、VEに関する他の項目の提案を行い、このスケジュールは該当なし(未記述)でも可能でしょうか。ご教示ください。	(前段)設計変更期間を確保した場合にでも、竣工時期が遅れないために適切なスケジュール設定を期待するものです。 (後段)事業者の提案によるものとします。
2	維持管理業務について	落札者決定基準		別紙2、2、(1)	当該記述内容の変更に伴い、メンテナンス性を含めた「経済性」の文言が追加されました。メンテナンス性を含んだ経済性では、3「維持管理業務に関する事項」における「効率的で効果的な維持管理」「建築物の性能及び状態の維持等」にも密接に関連しており、建設だけの加点ではなく、維持管理業務における加点、例えば建設から維持管理へ配点を分配するなどを考慮すべきと考えます。ご意見を確認させていただきます。	ご意見として、賜ります。
3	緑地維持管理について	要求水準書別紙4	15	15頁・II・2別紙4	植栽管理について、芝生、低木剪定の面積及び中・高木の本数は提供可能でしょうか。	本市では植栽の面積や本数等は把握しておりません。
4	駐車場の業務区分について	要求水準書	4	4頁・第1章・第4節.2	駐車場事業における業務区分の線引きをご教示ください。 例： ・保守管理まで事業者負担か。 ・管理室、トイレ等の諸室も対象範囲か。	管理対象の範囲を示します。
5	有料駐車場の運営について	要求水準書	16	16頁 第4節の2(2)	有料化に要する経費と運営権対価の考え方、都市公園法5条第1項に基づく使用許可及びこれにかかる使用料	都市公園法第5条1項に基づく使用許可は公園管理者が許可します。また、使用料については、駐車場の有料化に伴って設置される精算機等が占有する面積に対して課すものであり、浦添市都市公園条例第12条第1項に基づき、その他の占用として、1年1平方メートル660円となります。 ※使用料については、令和7年度中の条例改正を予定しています。
6	基本的な考え方について	要求水準書	22	本編22頁・第2-(1)-C,d,e	基本的な考え方において、cでは確認と承認、dでは内訳書の提出を行うことになっています。「設計変更後」の文言より、優先交渉権を得た後にに関する記述と推察されます。他方、eにおいて、変更前に金額が減額できる仕組みです。これらは前文にある会計検査等から整合する内容でしょうかご教示ください。	補助金上、支障はありません。
7	基本的な考え方について	要求水準書	22	本編22頁・第2-(1)	国土交通省などにおける「入札時VE方式」では、民間企業からのVE提案を技術審査会により確認して了承し、その後に入札金額(減額)の手順に見受けられ、技術審査会などの手順を踏まないのでしょうか。	選定委員会の中で審査を行います。
8	設計書について	要求水準書	22	22頁・第4章第2節・1	単価抜きの設計数量書は開示可能でしょうか。	開示済みです。貸出資料を更新していますので、ご確認ください。
9	工事計画について	要求水準書	23	23頁・第4章第2節・2(2)	新立体駐車場及び陸上競技場の樹木について移植・新植のどちらを想定していますでしょうか。 また、樹種の指定はありますでしょうか。	陸上競技場の樹木については、撤去のみです。

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	確認したい内容	回答
10	個別施設計画について	要求水準書	41	41頁・第7章 第1節・2 貸出資料10	公表されている個別施設計画について提案時に変更する場合どの程度評価に影響がありますでしょうか。	落札者決定基準に示す通りですが、積極的な提案を期待します。
11	提案書の提出枚数制限に関して	様式集	2	2頁	前回回答で「C-1-1～C-1-3全体で2枚まで」とご教示いただきました。 (1) C-2(C-2-1～C-2-4)についても、同様に全体で2枚までの制限でしょうか。 (2) C-2は施工計画4項目について、複数の提案を行い、充実した内容をご提示したいと考えておりますが、2枚では十分な記載が困難です。C-2の枚数制限を4枚程度に緩和していただくことは可能でしょうか。	(1)お見込みのとおりです。 (2)様式集を修正します。
12	業務範囲について	入札説明書	5	5頁・第2-5-(3)-⑦-イ	監理業務の対象範囲について、「入札説明書に対する質問11」に対する回答として、土木工事が含まれていません。土木工事の監理は対象範囲外とし、貴市等にて対応をすと考えてよろしいでしょうか。	対象範囲外となり、本市での対応も想定していませんが、事業者の提案によるものとします。工事監理業務の対象の詳細は、入札説明書に関する質問回答(R7.11.7公表)のNo.11をご確認ください。
13	業務実施企業について	入札説明書	12	12頁・2-ア	建設業務、期中改修業務を別々の企業が行う場合、期中改修業務だけ行う企業においてP13、3、ア及びイの要件を満たす必要がありますか。また、特定事業契約書(案)では、期中改修業務の単独章がなく、第7章維持管理・運営に一部記載されています。記載分離がないことへの意図、見解をご教示ください。	(前段)入札説明書に関する質問回答(R7.11.7公表)のNo.7のとおり、原則お見込みのとおりですが、期中改修工事については、工事内容に応じて、緩和も含め、協議によるものとします。 (後段)期中改修業務の内容は、修繕業務等、実施のタイミングが維持管理・運営業務と同じであり、位置づけも近いため、本章にまとめています。
14	参加資格要件について	入札説明書	13	13頁・第3-ア	期中改修業務を行う企業の参加資格要件について、「入札説明書に対する質問7」において、「・・・緩和を含め協議とします。」とあります。協議とは受注後を示しており、入札の段階では参加資格は問わないと考えてよろしいでしょうか。	規定する参加資格要件は満たしてください。
15	契約保証金について	入札説明書	29	29頁・第7章-1-(5)	契約保証金について、履行保証保険契約を付す場合では、工事金額が必要となります。P23にある入札予定額においては、総額表示であり、履行保証保険等への算出のために工事金額の提示をお願いします。 また、契約保証の算定基準ではサービス対価Aが使用されていますが、履行保証保険等では(設計)監理費への履行保証は対応していません。加えて、(陸上競技場)備品についても履行保証等の契約保証を行う必要があるのでしょうか。以上の商習慣より、工事金額(建設工事、または建設工事+備品)の提示をお願いします。	(前段)本市から工事金額は示しません。事業者の提案金額に応じて、設定ください。 (後段)契約保証の対象額が全体網羅されていれば、業務ごとに付保しても構いません。備品も対象です。
16	契約の保証について	特定事業契約(案)	3	3頁・1-10-1	契約の保証に関して、第1項第5号にある履行保証保険契約による場合、内閣府「契約に関するガイドライン」P123、6-5履行保証、2(設計・建設工事業務の履行保証保険)では、選定事業者に対し履行保証保険への加入義務が記述されており、5.履行保証保険の内容等にて、保険契約はPFI事業契約(SPC代表者)契約とする場合、選定事業者(SPC)と建設企業との間の請負契約とする場合の二通りが記述されています。本事業においてもどちらか(後者の場合は質権設定)で宜しいでしょうか。仮に、どちらか一方のみの見解の場合には、その選択根拠を確認させてください。	事業者の提案によるものとします。
17	期初改修業務について	特定事業契約(案)	22	22頁・第7章 第1節	既存駐車場における料金システムの整備はサービス対価aにて支払いを受ける認識ですが、修繕・更新についてはどのようにお考えでしょうか。また上記サービス対価a対象は一括払いの対象でしょうか。	既存駐車場における料金システムの整備は事業者にて独立採算事業として実施するため、サービス対価の対象ではありません。特定事業契約書(案)を修正します。

No.	議題	資料名	頁	該当箇所	確認したい内容	回答
18	割賦払いについて	特定事業契約(案)	65	65頁・別紙7 1. ①	入札説明書に関する第1回個別対話にて、割賦払いを一括で支払うことも想定しているとコメントをいただきましたが、割賦対象がなくなる場合、同期間の直接協定の取扱いはどのようにお考えでしょうか。	左記の場合、直接協定の締結は想定していませんが、提案を拒むものではありません。
19	割賦払いについて	特定事業契約(案)	65	65頁・別紙7 1. ①	陸上競技場の什器備品について割賦対象(20年)ですが、事業期間中に修繕・更新を行った場合、対象の現物がなくなりますが割賦払いの継続はどのようなお考えでしょうか。 事業期間中の修繕・更新についてはその他修繕・更新業務にてサービス対価を受領する理解をしております。	継続の予定です。
20	設計図書の取扱いについて	貸出資料			貸出資料の設計図書は確認申請等が完了した図書と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	R7.11.7時点の貸出資料については、お見込みのとおりです。
21	仮囲い計画図について	貸出資料		A-124	仮囲い計画図において、仮囲いが指定の数量・仕様、交通誘導員の配置の指定などがあり、指定仮設と考えられます。一方で数量書の共通仮設には積上げがされていません。数量書に追加するものと考えてよろしいでしょうか。	貸出資料4-2.新陸上競技場内訳書(金抜き)_6_その他_6.1各工事に関係する仮囲いをご確認ください。
22	立体駐車場 電気設備について	貸出資料		E-04	電気設備工事において、料金システムの機器表、仕様等がなく、数量書にもありません。当範囲は建設工事には含まないと考えてよろしいでしょうか。工事区分についてご教示下さい。	有料化に必要な設備に該当し、本事業内で事業者での独立採算事業として実施してください。
23	提案について	その他			新体育館と旧体育館で重複する室(事務室、トレーニング室、柔道場、剣道場、空手道場、多目的室、会議室)で新体育館に移行するものとして、旧体育館の各室は、別用途に利用する提案を行っても宜しいでしょうか。 また旧体育館の解体は決まっていますでしょうか。	(前段)提案は可能ですが、条例上の規定、利用者の利用実態等を踏まえ、本市との協議によるものとします。 (後段)未定です。
24	加点について	その他			入札説明書等はこれまで複数回修正されておりますが、別紙2 加点項目審査の評価基準の見直しは予定されていますでしょうか。	予定していません。